

2009(H21)年度健全化判断比率、関連指標等

市町村・健全化判断比率2009(広島県)

資料作成 財政統計研究所

『市町村・健全化判断比率2009(広島県)』の構成は、下記のとおりです。

『市町村・健全化判断比率2009(広島県)』は、地方自治研究のための財政データのひとつとしてご自由にご活用ください。

市町村・健全化判断比率2009(広島県)の構成

区分	実質赤字比率		公営比率	連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		参考資料				
	実質黒字赤字比率	早期健全化基準(-11.25~-15%)		連結実質黒字赤字比率	早期健全化基準(-16.25~-20%)	実質公債費比率(3カ年平均)	単年度実質公債費比率(H20)	将来負担比率	修正将来負担比率	H20臨時財債発行可能額/H20標準規模	H20元利償還金等算入額/H20標準規模	標準規模増減率(H20標準規模/H15標準規模)	人口増減率A(H20住基人口/H16住基人口)	人口増減率B(H17国調人口/H12国調人口)

市町村・健全化判断比率2009(広島県) 14都市 9町村 合計23団体

財政統計研究所

区分	実質赤字比率		公営比率	連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		参考資料					
	実質黒字赤字比率(+)	早期健全化基準(-11.25~-15%)		連結実質黒字赤字比率(+)	早期健全化基準(-16.25~-20%)	実質公債費比率(3カ年平均)	単年度実質公債費比率(H20)	将来負担比率	修正将来負担比率	H20臨時財債発行可能額/H20標準規模	H20元利償還金等に係る基準財政需要額算入額/H20標準規模	標準財政規模増減率(5年)	人口増減率A(4年)	人口増減率B(5年)	市町村類型等
2008(H20)年度決算に基づく、2009(H21)年度健全化判断比率、関連指標等	又は実質赤字赤字比率(-)	財政再生基準(-20%)	又は公営会計連結黒字赤字比率(-)	又は連結実質黒字赤字比率(-)	早期健全化基準(25%) 財政再生基準(35%)	早期健全化基準(市町村350% 政令市400%)	連結実質黒字額を黒字要素として算定	標準財政規模増減率(H20標準財政規模/H15標準財政規模) <td>(H20.3.31住基人口/H16.3.31住基人口) <td>(H17国調人口/H12国調人口) <td>(H19市町村類型等)</td> </td></td>	(H20.3.31住基人口/H16.3.31住基人口) <td>(H17国調人口/H12国調人口) <td>(H19市町村類型等)</td> </td>	(H17国調人口/H12国調人口) <td>(H19市町村類型等)</td>	(H19市町村類型等)				
広島市	0.86	-11.25	9.17	10.02	-16.25	15.6	14.74	256.4	244.1	3.9	18.8	5.3	2.4	1.8	政令市- 特例市
呉市	1.60	-11.25	8.08	9.68	-16.25	13.3	14.11	185.6	174.0	3.9	16.8	46.5	22.0	-3.2	都市Ⅰ-1
竹原市	3.73	-14.08	19.93	23.66	-19.08	11.8	11.80	54.0	27.6	3.9	10.3	5.3	-4.8	-4.0	都市Ⅲ-1
三原市	1.93	-12.01	8.14	10.07	-17.01	11.3	11.04	132.1	119.9	3.9	17.4	61.1	27.1	-1.9	都市Ⅳ-1
尾道市	1.56	-11.62	19.30	20.86	-16.62	13.3	12.64	122.7	98.5	4.0	14.1	90.3	62.1	-3.2	中核市
福山市	2.84	-11.25	12.54	15.38	-16.25	8.6	7.64	71.9	54.3	3.4	13.2	21.6	13.8	0.5	都市Ⅰ-2
府中市	3.46	-13.14	23.01	26.48	-18.14	14.1	13.78	183.9	153.1	3.9	14.0	44.8	9.4	-5.3	

区分	実質赤字比率		公営比率	連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		参考資料					
	実質黒字赤字比率	早期健全化基準(-11.25~-15%)		連結実質黒字赤字比率	早期健全化基準(-16.25~-20%)	実質公債費比率(3カ年平均)	単年度実質公債費比率(H20)	将来負担比率	修正将来負担比率	H20臨時財債発行可能額/H20標準規模	H20元利償還金等算入額/H20標準規模	標準規模増減率(H20標準規模/H15標準規模)	人口増減率A(H20住基人口/H16住基人口)	人口増減率B(H17国調人口/H12国調人口)	市町村類型(H19市町村類型)
三次市	0.82	-12.20	34.66	35.48	-17.20	17.6	15.55	144.1	97.7	3.6	23.7	142.1	51.2	-3.8	都市Ⅱ-1
庄原市	2.91	-12.53	5.99	8.90	-17.53	23.5	22.74	223.5	212.1	3.9	22.6	234.5	104.2	-5.5	都市Ⅰ-0
大竹市	2.00	-13.93	15.89	17.90	-18.93	14.7	15.34	294.7	273.6	3.6	15.5	13.1	-3.1	-3.6	都市Ⅰ-2
東広島市	5.31	-11.38	4.27	9.58	-16.38	12.7	10.66	62.3	50.9	3.8	15.7	95.0	46.1	5.2	都市Ⅳ-1
廿日市市	1.72	-12.06	16.83	18.55	-17.06	13.7	13.26	118.9	96.7	4.4	16.7	46.2	31.7	0.5	都市Ⅲ-3
安芸高田市	2.73	-12.88	3.90	6.63	-17.88	19.3	18.98	180.2	171.9	4.6	20.5	17.8	-4.2	-3.9	都市Ⅰ-0
江田島市	3.72	-13.38	9.22	12.95	-18.38	14.6	12.62	143.2	127.6	4.8	17.3			-7.2	都市Ⅰ-1

区分	実質赤字比率		公営比率	連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		参考資料					
	実質黒字比率	早期健全化基準 (-11.25~-15%)		連結実質黒字比率	早期健全化基準 (-16.25~-20%)	実質公債費比率 (3カ年平均)	単年度実質公債費比率 (H20)	将来負担比率	修正将来負担比率	H20臨 財債発 行可能 額/ H20標 準規模	H20元 利償還 金等算 入額/ H20標 準規模	標準規 模増減 率 (H20標 準規模 / H15標 準規模)	人口増 減率A (H20住 基人口 / H16住 基人口)	人口増 減率B (H17 国調人 口/ H12国 調人口)	市町村類 型 (H19市町 村類型)
2008(H20)年 度決算に基 づく、 2009(H21)年 度健全化判 断比率、関 連指標等															
府中町	0.79	-13.36	0.60	1.38	-18.36	14.9	12.46	145.6	144.1	4.4	10.4	26.4	2.8	0.1	町村V-2
海田町	3.61	-14.54	5.30	8.91	-19.54	14.7	14.27	78.3	67.7	4.6	16.0	13.0	-2.7	-3.0	町村V-2
熊野町	3.97	-15.00	12.34	16.32	-20.00	11.3	11.74	64.7	46.5	5.3	10.8	9.7	-1.7	-1.1	町村V-2
坂町	2.69	-15.00	4.05	6.75	-20.00	9.5	8.99	-30.3	-38.1	5.0	13.0	13.0	7.8	1.0	町村III-2
安芸太田町	1.92	-15.00	24.36	26.29	-20.00	19.3	17.97	172.9	138.5	4.5	23.6			-10.3	町村II-2
北広島町	2.51	-13.32	7.71	10.22	-18.32	22.4	22.92	203.2	189.9	4.3	23.7			-4.9	町村V-0
大崎上島町	2.67	-15.00	3.07	5.74	-20.00	16.2	16.68	88.0	80.1	4.3	27.6	16.7	-6.8	-8.8	町村II-2
世羅町	3.90	-13.80	10.34	14.24	-18.80	21.6	20.91	126.5	108.4	4.5	21.3	176.4	115.0	-4.2	町村IV-0
神石高原町	5.22	-14.07	2.80	8.03	-19.07	21.9	21.31	112.8	102.4	4.3	22.9			-7.4	町村III-0

健全化判断比率2009 比率算定式等のご案内 財政統計研究所

区分	算定式等
実質赤字比率	<p>1 実質黒字比率=H20実質黒字額/H20標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)*100 2 実質赤字比率=H20実質赤字額/H20標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)*100 3 早期健全化基準(11.25~15%)=各団体の標準財政規模に応じて算定した、実質赤字比率の早期健全化基準</p> <p>H20実質黒字額=H20年度の一般会計等の実質黒字額=H20年度の一般会計等の実質収支額>0の場合の額 H20実質赤字額=H20年度の一般会計等の実質赤字額=A+(B+C)>0の場合の額</p> <p>A 繰上充用額 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 B 支払繰延額 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 C 事業繰越額 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額</p>
(参考)公営比率	<p>1 公営会計連結黒字比率または連結赤字比率 =(H20公営会計連結実質黒字額または連結実質赤字額)-(H20実質黒字額または実質赤字額) /H20標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)*100</p> <p>※(参考)公営比率とは、一般会計等以外の公営事業会計および公営企業会計の連結黒字比率または連結赤字比率</p> <p>H20公営会計連結実質黒字額 =H20年度の一般会計等以外の公営事業会計+公営企業会計の連結実質黒字額 =H20年度の「一般会計等以外の公営事業会計の実質収支額の合計額」 +「公営企業会計の資金の剰余額または不足額の合計額」>0の場合の額</p> <p>H20公営会計連結実質赤字額 =H20年度の一般会計等以外の公営事業会計+公営企業会計の連結実質赤字額 =H20年度の連結実質赤字額=(A+B)-(C+D)>0の場合の額</p> <p>A 公営企業以外の特別会計の実質赤字の合計額 B 公営企業の特別会計の資金の不足額の合計額 C 公営企業以外の特別会計の実質黒字の合計額 D 公営企業の特別会計の資金の剰余額の合計額</p>
連結実質赤字比率	<p>1 連結実質黒字比率=H20連結実質黒字額/H20標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)*100 2 連結実質赤字比率=H20連結実質赤字額/H20標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)*100 3 早期健全化基準(16.25~20%)=各団体の標準財政規模に応じて算定した、連結実質赤字比率の早期健全化基準</p> <p>H20連結実質黒字額 =H20年度の一般会計等+一般会計等以外の公営事業会計+公営企業会計の連結実質黒字額 =H20年度の「一般会計等+一般会計等以外の公営事業会計の実質収支額の合計額」 +「公営企業会計の資金の剰余額または不足額の合計額」>0の場合の額</p> <p>H20連結実質赤字額 =H20年度の一般会計等+一般会計等以外の公営事業会計+公営企業会計の連結実質赤字額 =H20年度の連結実質赤字額=(A+B)-(C+D)>0の場合の額</p> <p>A 一般会計および公営企業以外の特別会計の実質赤字の合計額 B 公営企業の特別会計の資金の不足額の合計額 C 一般会計および公営企業以外の特別会計の実質黒字の合計額 D 公営企業の特別会計の資金の剰余額の合計額</p>

実質公債費比率	<p>1 実質公債費比率=(H18実質公債費比率+H19実質公債費比率+H20実質公債費比率)/3 2 単年度実質公債費比率=H20実質公債費比率 =H20実質公債費負担額 /[H20標準財政規模(臨財債発行可能額を含む)-元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(H20)]*100</p> <p>H20実質公債費負担額=H20年度の実質公債費負担額=(A+B)-(C+D) A 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く) B 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」) C 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源 D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</p>
将来負担比率	<p>1 将来負担比率 =H20将来負担額 /[H20標準財政規模(臨財債発行可能額を含む)-元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(H20)]*100 2 修正将来負担比率 =[H20将来負担額-H20連結実質黒字額] /[H20標準財政規模(臨財債発行可能額を含む)-元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(H20)]*100</p> <p>H20将来負担額=H20年度の将来負担額=(A+B+C+D+E+F+G+H)-(I+J+K)>0の場合の額 A 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 B 債務負担行為に基づく支出予定額 C 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 D 組合等(一部事務組合や地方開発事業団など)の地方債の元金償還に充てるための当該団体の負担見込額 E 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 F 地方公共団体が設立した一定の法人(地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人など)の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した連結実質赤字額 G 組合等(一部事務組合や地方開発事業団など)の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 I 前年度末の基金残高の合計額(災害救助基金、介護保険財政安定化基金、公営企業の基金を除く) J 特定の歳入見込額 K 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額</p> <p>H20連結実質黒字額 =H20年度の一般会計等+一般会計等以外の公営事業会計+公営企業会計の連結実質黒字額 =H20年度の「一般会計等+一般会計等以外の公営事業会計の実質収支額の合計額」 +「公営企業会計の資金の剰余額または不足額の合計額」>0の場合の額</p>
参考資料	<p>1 参考資料1=H20臨時財政対策債発行可能額/H20標準財政規模(臨財債発行可能額を含む)*100 2 参考資料2=元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(H20)/H20標準財政規模(臨財債発行可能額を含む)*100 3 標準財政規模増減率(5年) =(H20標準財政規模(臨財債発行可能額を含む)/H15標準財政規模)*100-100 4 人口増減率A(4年)=(H20.3.31住基人口/H16.3.31住基人口)*100-100 5 人口増減率B(5年)=(H17国調人口/H12国調人口)*100-100 6 市町村類型等=H19市町村類型等</p>

- 各表のデータは、総務省公表データ、各団体公表データ等を参照して作成した財政統計研究所の決算統計データベースから算定したものです。
- 『0』と表示されたデータは、データそのものが『0』である場合のほか、参照データが空欄「-」等のため把握できない場合や、四捨五入によりデータが『0』となる場合がありますのでご注意ください。
- 「将来負担比率」の負数表示は、H20将来負担額が負数となり、将来負担額が生じていないことを示すものです。H21将来負担比率(実額ベース)では0(「-」)となりますが、実際のH21将来負担比率を負数表示していることにご注意ください。
- 「参考資料」中の空欄は、市町村合併等の事情から、データの一部が存在しないまたは把握できず、指標が算定できないことを示すものです。
- 『市町村・健全化判断比率2009』は、地方自治研究のための財政データのひとつとしてご自由にご活用ください。
- 『市町村・健全化判断比率2009』の商用目的のご利用はお断りいたします。
- 『市町村・健全化判断比率2009』の全部または一部を冊子等に掲載される場合は、財政統計研究所作成資料からの転載資料である旨を明記してください。
- データの正確性には細心の注意をしておりますが、参照データの誤謬・欠落や入力・転記ミス、データ処理の方法等によりデータに誤謬並びに誤差が存在する可能性がありますのでご理解願います。

※(算定データの端数処理)

算定データは、当初、すべて四捨五入方式により算定し、その後、「実質黒字または赤字比率」、「連結実質黒字または赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4比率については、総務省の端数処理方式(切捨て方式)にて再算定したデータに差し替えています。

この処理により、上記の4比率と、総務省公表比率(「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」)との誤差をなくしています。

また、上記の4比率以外のデータは、当初算定された四捨五入方式によるものです。